

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 当面の産業関連支援について

－ 中小企業支援のため金融・雇用継続対策に向けた支援策を創設 －

拡大を続ける新型コロナウイルス感染症により、市内企業等への影響が懸念されることから、3月4日に商工団体、業界団体、金融機関等で構成される産業振興協議会を開催しました。その中での議論を受け、以下の通り中小企業・小規模事業者に対する当面の産業支援策を創設しました。今後も状況の変化に応じ、必要な支援策を講じてまいります。

【概要】

1. 商工振興課に相談窓口を設置

国、県、市をはじめとした各種支援策やその受付窓口等について紹介すると共に、事業者の影響等について聞き取りを行います。

2. 金融支援

県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」に対して信用保証料の補給を行います。

- ・対象：市内中小企業・小規模事業者
- ・内容：融資に係る信用保証料を100%補給

※新潟県「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」

- ・対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている又は資金繰り等に支障をきたす恐れがある中小企業者等
- ・資金使途：運転資金 / ・貸付期間：7年以内（据置2年以内）
- ・限度額：3,000万円（セーフティネット資金の他要件と別枠で利用可能）
- ・利率：3年以内…1.15% / 3年超5年以内…1.35% / 5年超7年以内…1.55%
- ・取扱期間：令和2年2月28日～令和3年3月31日

3. 雇用継続に向けた支援

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行う場合、その手数料を補助します。

- ・対象：従業員が10人未満の市内事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例の対象となる事業者
- ・補助額：上限10万円（1事業所1回限り）

本件についてのお問い合わせ先
産業振興部 商工振興課 産業支援係
電話：0256-77-8231（直通）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う当面の産業支援策について

令和2年3月5日

3月4日に開催した商工団体、業界団体、金融機関等で構成される産業振興協議会での議論を受け、以下のとおり中小企業・小規模事業者に対する当面の産業支援策を創設します。今後も状況の変化に応じ、必要な支援策を講じてまいります。

1. 商工振興課に相談窓口を設置

国、県、市をはじめとした各種支援策やその受付窓口等について紹介するとともに、事業者の影響等について聞き取りを行います。

2. 金融支援の実施

県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」に対して、信用保証料の補給を行います。

新潟県「新型コロナウイルス感染症対策特別融資」	
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、損害が生じている 又は今後の資金繰り等に支障をきたす恐れがある中小企業者等
資金使途	運転資金
限度額	3,000万円 ※セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
貸付期間	7年以内（据置2年以内）
貸付利率 （年率）	3年以内 1.15% / 3年超5年以内 1.35% 5年超7年以内 1.55%
取扱期間	令和2年2月28日（金）から令和3年3月31日（水）まで

市の対応策	
対象者	市内中小企業・小規模事業者
内 容	融資にかかる信用保証料を100%補給

3. セーフティネット保証4号認定の実施

突発的事由（自然災害等）の発生に起因して、売上高等が減少している中小企業・小規模事業者に対して、信用保証協会による一般保証と別枠保証の認定を行います。これにより、信用保証協会による融資の保証限度額が倍になります。

対象者	①市内中小企業・小規模事業者（事業を1年以上継続） ②原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少し、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる。
-----	---

4. 雇用継続に向けた支援の実施

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼して行う場合、その手数料を補助金として助成します。

厚生労働省「雇用調整助成金の特例」						
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主					
特例措置の内容	休業等の初日が、令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用 ①休業等計画届の事後提出が可能 ②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮 ③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象 ④事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象					
	助成内容と受給できる金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大企業</th> <th>中小企業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 / 2</td> <td>2 / 3</td> </tr> </tbody> </table>	大企業	中小企業	1 / 2	2 / 3
大企業	中小企業					
1 / 2	2 / 3					
	休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限（令和2年3月1日現在）					
	教育訓練を実施した時の加算（額）	1人1日当たり1,200円				
	支給限度日数	1年間で100日 （3年間で150日）				

市の対応策	
対象者	従業員が10人未満の市内事業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例の対象となる事業者
補助額	1事業所1回限りで上限10万円